甘楽町広報

昭和37年1月15日　（毎月15日発行）　第29号　【1頁】

発行所　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡甲852
甘楽町役場
電話（小幡）4番44番
編集　総務課広報係
印刷所　碓氷印刷株式会社

12月の動態

人口	14.878人
男	7.167人
女	7.711人
世帯数	2.698戸
転入	35人
転出	36人
出生	16人
死亡	13人

1月の納税

一、国民健康保険税　第六期

火災予防條例できる

内容に火ばちの取扱いなども

甘楽町火災予防条例が十二月二十四日の町議会で議決され、同月二十五日に公布されました。

この条例は、消防法の規定に基づいて公衆の出入りする場所などの指定、火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準など、法で定める数量未満の危険物等の貯蔵および取り扱いの基準、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限などが六章五十四条にわたって定められ、甘楽町における火災予防上の必要な事がらが定められています。

この条例が適用されるのは四月一日からですが、このうち、一般家庭に関係する部分の条項を略記すると、次のとおりです。

【炉及びかまどの位置と構造】

1 建築物や工作物のもえやすい物から安全な距離をとること。

2 燃えやすい物が落ちたり、接触するおそれのない位置に設けること。

3 屋内に設ける場合は、土間又は金属以外の不燃材料（コンクリート、れんが類）で造つた床上に設けること。

4 使用に際し、火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。

5 まき、石炭その他の固体燃料を使用する炉やかまどの場合は、不燃性の取り灰入れを備え付けておくこと。

6 炉やかまどの周囲は、常に整理、清そうに努め、点検をかかさぬこと。

【ストーブ】

1 ストーブは倒れないように固定すること。

2 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を六十センチメートル以上とする。

3 煙突の高さは、その先端からの水平距離で一メートル以内に建物の軒がある場合にはその軒から六十センチメートル以上高くすること。

4 金属製又は石綿製の煙突は小屋裏、天じょう裏、床裏等に接触する部分を金属以外の不燃材料で防火上有効につつむこと。また、つつむ場合は十センチメートルの厚さにする。

【ほりごたつ及びいろり】

炉やかまどなどの基準に従がい、防火上の安全を保つこと。

【こんろと移動式のストーブ】

こんろ及び移動式のストーブの取り扱い基準は、次のとおり。

1 燃料の性質等に応じ、可燃物から火災予防上安全な距離を保つこと。

2 可燃性のガス又は蒸気がたまるおそれのない場所で使用すること。

3 不燃性の床上、又は台上で使用すること。ただし、防火上安全な構造のこんろ又は移動式のストーブはこの限りではありません。

4 故障しているものを使用しないこと。

5 ちがう目的や、ちがう燃料を使わないこと。

6 こんろ又は移動式のストーブの周囲は、常に整理清そうに努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

7 液体燃料を使用するこんろ又は移動式ストーブは、使用中燃料を補給しないこと。

8 もれまたはあふれた液体燃料を受ける皿を設けること。

【火ばち】

1 炭などを使う火ばちは、底部にしゃ熱のための空間をおくか、又は砂などを入れて使用すること。

2 その他火ばちの取り扱いは常に防火上の安全を保つこと。

【置きごたつ】

1 炭などを使う置きごたつは火入れ容器を金属以外の不燃材料で造つた台上に置いて使用すること。ただし、防火上安全な構造の置きごたつはよい。

2 このほかこわれた物を使つたり、周囲に燃えやすいものを放置しないこと。

【火消しつぼ】

火消しつぼは、火災上安全なところに置き、こわれたものを使用しないこと。

【アイロン及びこて】

1 アイロンやこては、使用中に可燃物の上に放置してはいけません。

2 こわれたものを使用しないこと。

＝以下は二月の広報でお知らせします。＝

施策を忠実に実行

町長　斉藤八郎

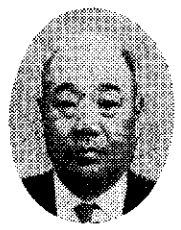

希望にみちた一九六二年の新春も、家ごとにたなびく日の丸の旗と調和し、甘楽町の将来の幸福を約束するかのように鶏鳴暁を破つて訪れました。私も、この輝かしい年頭にあたりいよいよ健康と若さにもえて、皆さまとともにお喜び申し上げることのできますことは、この上もない幸せと存じます。

祖国の隆盛は本町建設の指針を示し、言い知れぬ感激と喜びにみちて、ここに三年目の正月をお迎えいたしましたその歩みのなかに、いつもご理解とご協力下さる皆さまに深じんの敬意をささげ、心新たにしてご期待にそむかぬよう最善をつくす心意気であります。

このおめでたい年初頭にあたり、頭に浮ぶ重点施策の数かずを忠実に推進したい。うちにあつては全職員がこれにこたえべく全力をあげて奉公の至誠をつらぬく覚悟でありますから、御べんたつ、ご指導を賜わりますようお願いいたし、年頭のあいさつといたします。

年頭のごあいさつ

議会議長　斉藤計平

皆さま、あけましておめでとうございます。皆さまにはますますご健勝のことと存じます。

わが甘楽町も誕生四年目の希望に満ちた輝かしい新春を迎え、理想郷土建設への意欲の結果により着々成果のあがりつつありますことは、ご同慶の至りであります。すなわち、国有林野払い下げによる町の恒久財源の確保と有力な工場誘致の成功は、建全な町の発展に寄与すること絶大であると確信いたします。文教施策では、統合中学校をはじめとする各校の施設の整備完成も特筆すべき業績であり、道路橋りょうの改修もまた順調に進歩し、農業近代化への新農村建設事業の進展等もかつ目するものがあります。

ここに、新しい年を迎えて心をあらたにして考えるとき大きい課題として合併基本協定第一項にある新庁舎建設への推進と、農業協同組合の合併完成への努力こそ強く要請されるでありましょう。和をもつて誇る町民の一致協力を切にお願い申し上げ、皆さまのお力添えとご協力を切望して、年頭のごあいさつといたします。

急ごう、農協合併を

合併推進委員きまる

農家経済は、ここ数年間にとても大きな成長をしめしましたこれは、農業技術の進歩や、経営が少しずつながら合理化されたり、他の産業の発展に刺激された農家が、農業経営というものを真剣に研究してきたあらわれであると思われます。しかしながら、他産業の伸びはもつと大きく、これに比較したらとてもかなわない、みじめな現状なのです。この低い農家経済をゆたかにし、生活の安定のために急がれるのが、農業協同組合の統合です。一つに合併して大きな農協になれば町行政との協調もいままで以上にスムースにいくし、経済界の不況にも強く、経営改善に対しての資金貸し付けも楽にできるなど、その他農家に有利な面が多くあります。このように、大きい農協が、小さい農協に比較して、農家にどのように有利であるかは、色々な資料で明らかなのです。

そこで、町でも早く農協を合併して一つの大きな組織にしなければ損だ、農家の生活の安定は図れないということで、昨年「甘楽町農業協同組合推進協議会」をつくつたわけです。これからは、委員の皆さんがいろいろ相談をし、一日も早く合併できるよう努力してくださるでしようが、この大事業をなしとげるためには、組合員の理解と協力がなくてはどうすることもできないのです。どうか力のある農協がいかに必要かを認識下さつて、ご協力下さるよう切望します。

委員は、次の人たちです。（敬称略）

会長　斉藤八郎
副会長　斉藤計平
〃　森平割策
委員（丸印は常任委員）
○吉田　作平　○堀口　雄隆
○桑原木十郎　○柴山　俊一
河原　元二　○斎藤宗三郎
上原幸太郎　萩原和五郎
山田　実　飯塚　勝久
由田治三郎　○柴山鉄太郎
○新井真佐雄　野口宗三郎
榊原　熊吉　○松井藤太郎
佐藤春一郎　井田　儀平
○斎藤　兵蔵　浅香　堯春
○黒沢潤次郎　新井　貞式
吉田　豊治　相川　源八
中山　太郎　加藤　太吉
斉藤秋五郎

教育委員に

山口氏

欠員を生じていた教育委員の補欠に山口一男さん（福島）が十二月二十四日に選任されました。

これは、矢島さんが議員に当選したので教育委員を失格し、欠員を生じたもので、したがつて、山口さんは、矢島さんの残任期間である三十八年四月六日まで、教育委員の任にあたります。

山口一男氏略歴

大正八年一月七日大字福島に生る。農業、元福島小中学校PTA会長

児童手当支給される

中学卒業前の不幸な子に

ことしの一月から、中学校卒業前の子供をかかえて最低生活にあまんじている母子家庭や、父母以外の人に育てられている児童に「児童扶養手当」が支給されます。この児童扶養手当をもらえる人、その額、手続きなどは、次のとおりです。

【手当をもらえる人】

中学校までの義務教育修了前の児童を、離婚などの理由で母が養育している場合や、母以外の人が養育している場合に支給されます

①父母の離婚または父の死亡で、父と生活していない児童
②父が廃疾の児童
③父が生活不明の児童
④父が一年以上遺棄している児童
⑤父が一年以上拘禁されている児童
⑥父の認知のない児童
⑦孤児

【支給制限】

児童が厚生年金や遺族補償を受けている場合や、養育者が前年に十三万円以上（児童一人につき三万円加算）の所得があれば支給されません。

〔手当の額〕

児童手当の金額は、一人の場合は月八百円、二人の場合は千二百円、三人以上の場合は千二百円に一人について二百円が加算されます。

【支払い方法】

支払い方法は、四ヵ月分をまとめて一月、五月、九月の三回郵便局で行ないます。ただし、ことし一年だけは三月、五月、九月です。

【手続き】

手続きは、役場の厚生課で行なつていますからご相談ください。受付け期間は、三月三十一日までです。

（厚生課）

成人者氏名

—追加—

前号でお知らせしました成人者名簿からもれていた該当者は次のとおりです。

【大字福島】
新井六一、本郷接夫、山田あい子、斉藤信明、斉藤清子、広田あい子

【大字小幡】
滝上堯子

【大字金井】
山本　修、堀越マスミ

【大字小川】
西野委代

【大字善慶寺】
加藤信夫

タバコは
町内で買おう

11%のタバコ消費税が町に
はいるから／　つまり
新生なら4円40銭が町へ入る